

指名停止等一覧表

(期間 平成27年4月1日～平成27年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 ニッセー	北海道旭川市永山13条3丁目1番7号	平成27年3月23日	平成27年4月6日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該事業者が平成26年5月2日に旭川市内で施工した一般工事において、作業員1名が仮設物から墜落し負傷する事故を生じさせ、平成27年1月6日、旭川簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたため。
大同電設 株式会社	北海道室蘭市東町2丁目24番1号	平成27年4月10日	平成27年5月9日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第4号(契約違反)	当該事業者が北海道が発注した「北海道室蘭栄高等学校大規模改造第2期電気設備工事」において、当該事業者の責めに帰すべき理由により契約期間内に工事を完了せず、履行遅延を生じさせたため。
有限会社 オキツ産業	北海道旭川市錦町14丁目2951番地の34	平成27年4月17日	平成27年5月16日	1ヶ月	「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)	当該事業者が平成26年6月18日に上川総合振興局発注の南部森林室立木販売業務において、死亡災害を発生させたため。
オリックス自動車 株式会社	東京都港区芝3-22-8	平成27年5月16日	平成27年7月15日	2ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」別表第13(不正又は不誠実な行為)	当該事業者が札幌市北区土木部発注のコンパクトカー型ハイブリット車の借受について、正当な理由なく契約を締結しなかったため。
南北北海道林業総合事業協同組合	北海道檜山郡江差町字南が丘7番289	平成27年6月23日	平成27年7月22日	1ヶ月	「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置」別表第2 167号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者が北海道森林管理局檜山森林管理署発注の製品生産請負事業(26年度檜山署木古内地区その2保全整備(保育間伐)第5号)において、平成27年5月12日の伐採作業に際し、間伐除外区域の十分な現地確認を怠ったことから、誤って立木54本の伐採を行ったため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。